

medU-net 会則の改正案（新旧対照表）

別紙資料 4

現 行	改 正 案
<p>(名称) 第 1 条 本会は、医学系大学産学連携ネットワーク協議会(Japanese Association of Medical University Network for technology transfer)とし、略称を medU-net と表示する。</p> <p>(事務局) 第 2 条 本会の事務局は、国立大学法人東京医科歯科大学 産学連携推進本部(東京都文京区湯島 1-5-45)に置く。</p>	<p>(名称) 第 1 条 本会は、<u>医療系</u>産学連携ネットワーク協議会(Japanese Association of Medical University Network for technology transfer)とし、略称を medU-net と表示する。</p> <p>(事務局) 第 2 条 本会の事務局は、国立大学法人東京医科歯科大学 <u>産学連携研究センター</u>(東京都文京区湯島 1-5-45)に置く。</p>
<p>(種別) 第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。</p> <p>(1)アカデミア法人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関</p> <p>(2)企業・団体会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する企業および法人格を有する団体</p> <p>(3)個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する個人</p> <p>(4)賛助会員 本会の事業を支援する法人、団体又は個人</p> <p>2.前項第 1 号のアカデミア法人会員の代表 1 名を、本会の評議員とする。</p>	<p>(種別) 第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。</p> <p>(1)アカデミア法人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関</p> <p>(2)企業・団体会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する企業および法人格を有する団体</p> <p>(3)個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する個人</p> <p>(4)賛助会員 本会の事業を支援する法人、団体又は個人</p> <p>2.前項第 1 号のアカデミア法人会員、<u>同第 2 号の企業・団体会員</u>の各代表 1 名を、本会の評議員とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(任意退会)</p> <p>第 8 条 会員は、運営委員会において定める退会届を会長に提出することにより、いつでも任意に退会することができる。</p>	<p>(任意退会)</p> <p>第 8 条 会員は、<u>退会の申し出</u>により、いつでも任意に退会することができる。</p>
<p>(資格の喪失)</p> <p>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の承認を経て、その資格を喪失する。</p> <p>(1)当該会員が、第 7 条第 1 項に定める支払い義務を、翌事業年度末日までに履行しなかったとき</p> <p>(2)当該会員が、死亡し、または解散したとき</p> <p>(3)当該会員が、反社会的勢力と一般に認められる企業・団体であることが判明し、または反社会的勢力と一般に認められる企業・団体と関係があることが判明したとき</p>	<p>(資格の喪失)</p> <p>第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の承認を経て、その資格を喪失する。</p> <p>(1)当該会員が、第 7 条第 1 項に定める支払い義務を、翌事業年度末日までに履行しなかったとき</p> <p>(2)当該会員が、死亡し、または解散したとき</p> <p>(3)<u>当該会員と、郵便、電話、又は電子メールのいずれの手段によっても連絡が取れない場合</u></p> <p>(4)当該会員が、反社会的勢力と一般に認められる企業・団体であることが判明し、または反社会的勢力と一般に認められる企業・団体と関係があることが判明したとき</p>
<p>(構成)</p> <p>第 13 条 すべての会員は、総会に参加することができる。</p> <p>2. 本会は、定時総会を毎事業年度の終了前 3 ヶ月以内に 1 回開催する他、会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。</p> <p>3. 総会は会長が召集し、議長を務める。</p>	<p>(構成)</p> <p>第 13 条 すべての会員は、総会に参加することができる。</p> <p>2. 本会は、定時総会を毎事業年度の終了<u>後</u> 3 ヶ月以内に 1 回開催する他、会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。</p> <p>3. 総会は会長が召集し、議長を務める。</p>

現 行	改 正 案
<p>(監事の選任)</p> <p>第 19 条 運営委員会は 1 名の監事を指名する。</p>	<p>(監事の選任)</p> <p>第 19 条 <u>監事は、選考委員会により推薦され、総会の決議で選任される。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第 21 条 会長の任期は、選任後 2 年以内の事業年度末実までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 監事の任期は、前項と同様とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 会長の任期は、選任後 2 年以内の<u>事業年度終了後の最も早い総会終結時</u>までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 監事の任期は、前項と同様とする。</p>